

和歌山県立自然博物館競争的研究費による研究実施ガイドライン

和歌山県立自然博物館長

平成29年 11月 20日 制定

令和3年 4月 2日 改正

(第2条第2項追加)

令和5年 5月 20日 改正

(第9条第4項追加)

令和7年 4月 13日 改正

(第2条第2項削除)

(第3条第1項改正)

(第4条第3項追加)

(目的)

第1条 このガイドラインは、和歌山県立自然博物館の研究者が行う研究のうち、科研費等、外部財団助成金等の競争的研究費を受けて実施する研究について、その取扱いの方針を定め、もって競争的研究費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(組織の責任体制)

第2条 組織全体を統括し、競争的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を館長と定める。

2 競争的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を副館長と定める。

3 競争的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を副館長と学芸課長と定める。

4 研究倫理教育責任者を副館長と学芸課長と定める。

(組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

学芸員

学芸員（副主査）

主査学芸員

主任

学芸課長

専門員

主幹

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、競争的研究費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内に

において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式、あるいは助成金拠出団体の定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを館長に提出し、総務課長に予算要求を依頼するものとする。
- 3 研究者は科学研究費補助金（科研費）の申請を実施しようとする場合は、上記2の研究計画調書の提出後、すみやかに、申請総額に対して支出が義務付けられている30%の間接経費（自然博物館への歳入として：以下に例示）を含めた額の予算要求を総務課長に依頼するものとする。つまり、研究者は、1000万円の研究費を使うための科研費の申請は $1000 \text{ 万円} = X - 0.3X$ となる金額 X をもって申請する必要がある。この場合、申請総額は1428万5714円となり、428万5714円を自然博物館の間接経費として予算要求に合算する必要がある。

＜文科省の定める配分義務30%の間接経費＞

- 人件費（研究代表者・研究分担者の人件費として使うことも、禁止されていません）
- 設備の共用のための技術職員の配置、共用設備の整備
- 施設費（整備費、管理費など）
- 設備費（購入費、運用経費など）
- 図書館費（施設整備費、維持費、管理のための経費）
- 学術誌の購読費や論文投稿費（論文処理費）
- 共用して使用するコピー機・プリンタなどの消耗品費
- 研究の広報活動費
- 競争的研究費に関する管理事務の必要経費
- 特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用など

文部科学省研究振興局（独）日本学術振興会 2024年版 「科研費ハンドブック」 P.13 抜粋

（研究の実施）

第5条 研究者は、競争的研究費による研究を行う場合は、様式1の誓約書に記名押印の上、最高管理責任者に提出し、和歌山県立自然博物館の活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱い）

第6条 研究者は、競争的研究費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとするほか、研究成果は自然博物館業績および個人業績として取り扱う。

- 2 研究者は、競争的研究費により行った研究成果について、その一部または全部を引用した公表を外部からの依頼によって行う場合、活動にともなう原稿料・謝金等を受け取ってはならない。

（研究報告の義務）

第7条 競争的研究費による研究を行う研究者は、競争的研究費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを館長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 競争的研究費の研究計画調書の取りまとめは学芸課、補助金の経理管理等の事務は、総務課が所掌する。

- 2 総務課は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 総務課は、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究室に納品させる。
- 4 総務課は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 5 総務課は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 館長は、内部監査を行う監査委員（副館長）を指名する。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。
- 4 その他、競争的研究費、特に科研費等の使用における不正行為の抑止、不正行為に関する調査などについては、和歌山県立自然博物館における科研費等使用研究活動の不正行為の防止及び不正行為等調査等実施マニュアルによって定めることとする。

第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、競争的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書（様式1）を提出させる。誓約書の提出がない場合は、競争的研究費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 和歌山県立自然博物館に所属する研究者は競争的研究費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の競争的研究費に関するルールを遵守するものとする。

附則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。

第9条第4項の条文は令和5年5月20日から施行する。

台4条第3項の条文は令和7年4月13日から施行する。

誓約書

最高管理責任者 殿

私は、自身が関与する調査研究活動の推進にあたり、文部科学省の公開しているコンプライアンス教育を受講し又は関連する資料を受領し、内容を理解した上で、以下の事項を確認しました。

1. 和歌山県立自然博物館の定める関連規程等や公的研究費等の配分機関の定めるルールを遵守すること
2. 公的研究費等の不正使用や研究上の不正行為を行わないこと
3. 関連規程等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、和歌山県立自然博物館や公的研究費等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること

令和 年 月 日

所 属 和歌山県立自然博物館

職 名

氏 名 (自署)